一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社マエダオート(法人番号:4010901011231) 代表者 前田 初江
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区喜多見4-1-1 (本社営業所) 東京都世田谷区喜多見4-1-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6)違反行為の概要	令和5年7月10日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点
	当該事業者の累積点数 44点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月19日	
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ドーシン (法人番号: 4050002044796) 代表者 長瀬 由	1希
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県結城市鹿窪945 (本社営業所) 茨城県結城市鹿窪945-1	
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	
(6)違反行為の概要	令和5年8月9日及び令和5年8月18日、定期的な監査を施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」7条の2第1項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(選規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項	項第則輸義適理
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点	Ĭ.
	当該事業者の累積点数 9点	1

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社五稜バス (法人番号: 4020001135657) 代表者 相馬 健一
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 (東京町田営業所) 東京都町田市鶴間5-6-32-104
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和5年12月11日及び令和5年12月15日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)